

## 九州北部豪雨災害に関するQ&A（借入・ローン関係）

### 《 目次 》

<a href="#">Q1 災害で、キャッシュカードや預金通帳、印鑑も紛失してしまいました。預金を引き出すことはできないのでしょうか。</a>	P.2
<a href="#">Q2 水害で家屋が倒壊、損傷しました。家屋の建替資金、補修資金のための支援や、新規融資を受けられないでしょうか。</a>	P.2
<a href="#">Q3 恩給・共済年金担保貸付の内容について教えてください。</a>	P.2
<a href="#">Q4 年金生活者ですが、年金を担保にお金を借りることができると聞きました。貸付制度の内容について教えてください。</a>	P.3
<a href="#">Q5 市役所から土砂の流失による災害から守るための工事を行うよう勧告を受けましたが、費用がありません。どうしたらよいでしょうか。</a>	P.3
<a href="#">Q6 傾斜地にある建物について支援はありますか。</a>	P.3
<a href="#">Q7 水害の影響で住宅ローンの支払が苦しくなりました。どうしたらよいでしょうか。</a>	P.4
<a href="#">Q8 自宅のローンとその他に借入れがあります。勤務先が大きな被害を受けて廃業し、別の会社に再就職しましたが、給料が大幅に下がってしまい、今までどおり返済をしていくことはとてもできません。自宅を手放さずに、返済金額を少なくする方法はないでしょうか。</a>	P.4
<a href="#">Q9 水害でも家に損傷はなかったのですが、収入が激減したため、銀行と相談し、住宅ローンの支払を一時ストップしてもらいました。最近、銀行から、もう待てないと言われていました。何とか、家を手元に残したいのですが、どうしたら良いでしょうか。</a>	P.5
<a href="#">Q10 被災して借金の返済が困難となり、自己破産を検討しています。自己破産する場合の注意点を教えてください。</a>	P.5
<a href="#">Q11 破産を検討しています。車が水害で流されたので、夫が自己名義で車を購入しています。私が破産した場合、車は手放さなければならないのでしょうか。</a>	P.6
<a href="#">Q12 振り出した手形の決済日が迫っているのですが、今回の水害のために決済資金の目途が立ちそうにありません。ただ、水害で壊れた工場を建て直し、設備を新たにそろえれば、経営を続けることはできそうです。なんとか、会社を倒産させずにすむ方法はないでしょうか。</a>	P.6
<a href="#">Q13 水害後、夫婦関係が悪くなってしまったため、離婚を考えています。自宅ローンは夫名義ですが、保証人になっています。離婚すれば、保証人でなくなることはできるのでしょうか。</a>	P.6
<a href="#">Q14 「振り込め詐欺」に遭い、お金を振り込んでしまいました。どうすればよいでしょうか。</a>	P.7
<a href="#">Q15 根抵当権の設定者（不動産所有者）が行方不明です。元本を確定させるにはどのようにすればよいでしょうか。</a>	P.8
<a href="#">Q16 水害で家を失ったため、お金を借りて家を建て直したいのですが、過去に債務整理をしています。お金を借りることはできないのでしょうか。</a>	P.8
<a href="#">Q17 友人にお金を貸していましたが、水害後、行方がわかりません。支払を求めることはできますか。</a>	P.8
<a href="#">Q18 水害後、生活が苦しくなりましたが、最近葉書が来て、お金を貸してくれるとのことだったのでお願いしました。2万円を借りることになりましたが、手数料5000円を引かれ、実際には1万5000円しか振り込まれませんでした。その後、3万円も返済しましたが、まだ請求が来ます。どのようにしたら良いでしょうか。</a>	P.9
<a href="#">Q19 水害の影響で、会社の業績が悪化しました。退職し、別の会社に転職しようと考えています。水害前から金融機関からの借金があり、返済が滞ったため裁判を起こされ、つい先日、支払を命じる判決が出されました。退職金は差押されてしまうのでしょうか。</a>	P.9

## 九州北部豪雨災害に関するQ&A（借入・ローン関係）

### 《 Q&A 》

Q1 災害で、キャッシュカードや預金通帳、印鑑も紛失してしまいました。預金を引き出すことはできないのでしょうか。

A1 キャッシュカードや預金通帳、印鑑がなくても、本人であることを確認できる資料があれば、預金の払戻しは可能です。

- 預金は払い戻し請求をしている人が預金者本人であることを確認したうえで、預金者本人に払い戻すのが原則です。これは、金融機関が、払戻請求をしている人が預金者本人であることを確認しないで他人に預金を払い戻してしまった場合、既に払い戻した預金についても預金者に支払わなければならないとなり、二重に預金の支払をしなければならぬ危険が生じる可能性があるためです。
- 払い戻し請求をしている人が預金者本人であるかどうかは、通常、キャッシュカードの場合は暗証番号、預金通帳であれば届出の印鑑と払戻請求をしている人の氏名及び預金通帳の名義が一致しているかどうかということで確認し、預金の払戻しをしています。
- 本人であることを確認できる資料とは、一般的に
  - 運転免許証
  - 健康保険証
  - パスポートなどです。
  - 自治体が発行する「り災証明書」も本人確認資料として、有力です。
- 預金の払戻しには預金残高があることを証明することも必要です。この点は、本人の確認ができて、口座番号がわかれば、金融機関のコンピューターで処理して確認してもらうことができます。

Q2 水害で家屋が倒壊、損傷しました。家屋の建替資金、補修資金のための支援や、新規融資を受けられないでしょうか。

A2 被災者生活再建支援法による支援金の給付や災害復興住宅融資といった制度があります。

その他にも、金融機関や自治体において、個別に柔軟な対応をしている所もあるので窓口で確認してみましょう。

- 被災者生活再建支援法によって、上限300万円の支援金の給付がされる場合があります（返済の必要はありません）。市町村の窓口にご相談ください。
- 独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準（「り災証明書」を交付されている方等）を満たしている場合には、一定の元金据置期間の認められた融資（災害復興住宅融資）を受けることができます。住宅金融支援機構にご相談ください。

Q3 恩給・共済年金担保貸付の内容について教えてください。

A3 恩給、共済年金、災害補償年金などを受けている方が、住宅などの資金や事業資金が必要となった場合に、恩給や共済年金などを担保として、小口の資金を低利で融資する公的な貸付制度です。

- 融資金額は、250万円以内ですが、恩給や共済年金などの年額の3年分以内になります。
- 借入申込みは、日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）で行います。

## 九州北部豪雨災害に関するQ&A（借入・ローン関係）

- 返済金として恩給や共済年金などを公庫が受け取ります。完済まで支給金の全額が返済にあてられますので、借入により生活に支障がないかどうかよく考えて利用を検討する必要があります。詳しくは、お近くの公庫各支店にお問い合わせ下さい。

Q4 年金生活者ですが、年金を担保にお金を借りることができると聞きました。貸付制度の内容について教えてください。

A4 高齢者などが医療費や住宅の改修費用などで一時的に資金が必要となった場合に、その公的年金担保として小口の資金を低利で融資する公的な貸付制度です。年金を受ける権利は、譲渡したり担保にすることは法律で禁止されていますが、独立行政法人福祉医療機構から借入れをする場合は、例外的に認められています。

- 融資を受けられる方は、厚生年金保険、国民年金、労働者災害補償保険の年金を受給している方になりますが、生活保護受給中の場合などは対象外になります。
- 借入申込みは、年金を受け取っている銀行、信用金庫等の店舗（「独立行政法人福祉医療機構代理店」の表示があります。）で行います。なお、ゆうちょ銀行、農協及び労働金庫は取扱窓口になっていません。
- 返済が終了するまでは、年金の一部を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。また、自己破産をして免責を受け、他の負債がなくなった場合にも、年金担保で借り入れた部分については、返済が終了するまで年金からの天引きが続くことになります。したがって、借入後の生活の負担にならないよう、慎重に計画を立てて利用する必要があります。
- 詳しくは、年金を受け取っている金融機関あるいは独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせ下さい。

Q5 市役所から土砂の流失による災害から守るための工事を行うよう勧告を受けましたが、費用がありません。どうしたらよいでしょうか。

A5 住宅支援機構の宅地防災工事資金融資制度があります。

地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた方に必要な資金を融資する制度です。

- 申し込めるのは、①のり面の保護、②排水施設の設置、③整理、④擁壁の設置（旧擁壁の設置を含む）になります。
- 融資の申込みは、お近くの機構融資取扱金融機関窓口、または、郵送により住宅金融支援機構に行くことになります。
- 融資条件、手続等、詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせ下さい。

Q6 傾斜地にある建物について支援はありますか。

A6 住宅金融支援機構の地すべり等関連住宅融資があります。地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を関連事業計画又は勧告に基づいて移転したり、これに代わるべき住宅を建設または購入する場合の資金を融資する制度です。

- 融資申込みは、お近くの機構融資取扱金融機関窓口、または、郵送により住宅金融支援機構に行くことになります。詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせ下さい。

## 九州北部豪雨災害に関するQ&A（借入・ローン関係）

Q7 水害の影響で住宅ローンの支払が苦しくなりました。どうしたらよいでしょうか。

A7 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、生活再建の資金を残した上での住宅ローンなどの債務の減免を受けられる可能性があります。まずは最寄りの弁護士会に相談してください。また、破産や個人再生といった法的手続により債務の整理をすることができます。

- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、生活再建資金を手元に残した上での大幅な減額や免除が認められる可能性があります。この手続は、もっとも多額のローンを借りている金融機関に手続着手を申し出、金融機関からの手続を進めることの同意を得ることによって、開始します。現状を説明し、相談されるとよいでしょう。
- また、住宅ローン等の債務の支払ができなくなった場合、破産や個人再生といった法的手続をとることにより、債務を整理することができます。  
具体的には、破産では、免責により債務の支払責任を免れることになり、個人再生では、所定の額を原則3年の分割払いをし、残額が免除となります。
- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」において債務が免除された場合と、破産申立をし免責が認められた場合の違いは、①手元に残せる自由財産の枠（ガイドラインの場合、通常の破産手続より多くの財産を手元に残せる可能性があります）、②信用情報登録機関への登録（ガイドラインの場合、信用情報登録機関に登録されませんので、住宅再建・生活再建のための新たな借り入れをすることが可能です）、③保証人への請求がなされるか（ガイドラインの場合、原則、保証人への請求はなされません）などです。

Q8 自宅のローンとその他に借入れがあります。勤務先が大きな被害を受けて廃業し、別の会社に再就職しましたが、給料が大幅に下がってしまい、今までどおり返済をしていくことはとてもできません。自宅を手放さずに、返済金額を少なくする方法はないでしょうか。

A8 ご質問の場合、「自宅を手放さずに返済金額を少なくする方法」とあるので、1. 上記のガイドラインを利用した債務整理をする方法と、2. 住宅資金貸付債権に関する特則を利用した個人再生手続を利用する方法が考えられます。今回の災害では、借入先の金融機関などが、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、住宅ローンなどの免除、減額に応じる可能性があります。まずは最寄りの弁護士会にご相談ください。

- ガイドラインの制度を利用する場合、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を受けることができます。登録支援専門家の費用は無料です。ただし、ガイドラインによる債務整理が成立するためには、特定調停手続を利用することが必要となります。
- また、自宅を確保しながら返済金額を少なくするための法的手続としては、(1)小規模個人再生手続 (2)給与所得者等再生手続が考えられます。
- 小規模個人再生手続や給与所得者等再生手続は、裁判所に申立てを行います。おおまかな流れとしては、

- ①手続開始の申立
- ②再生計画案の提出
- ③再生計画の認可

となりますが、それぞれの手続ごとに、法律で手続を開始するための要件（収入の状況や債務の額など）、必要な手続（再生計画案の提出など）や要件（再生計画案の決議など）が定められていますので、その内容にしたがって手続を行う必要があります。また、住宅資金貸付債権に関する特則を利用するためにも、必要な手続や要件が法律で定められていますので、その内容にしたがって手続を行わなければなりません。

- また、ガイドラインなどの債務整理をする必要までではない場合でも、それぞれ、一定の期間住宅ローンの支払を一定期間猶予するなど、特別の措置をとっていることが考えられますので、支払の猶予を受けることや返済方法を変更することを検討してみてください。なお、返済方法の変更をした後、住宅ローンを払いきらず、結局、債務整理をすることになる場合もあります。まずは債務整理をする必要がないかどうか、適切な債務整理の方法は何か、最寄りの弁護士会等に相談した上で、返済方法の変更を検討してもよいでしょう。

## 九州北部豪雨災害に関するQ&A（借入・ローン関係）

1. 住宅金融支援機構から借入を行っている場合は、被災の状況によって、1年～3年の支払猶予が受けられる可能性があります。
  2. 銀行などの金融機関から借りている場合でも、金融機関ごとに対応が異なりますので、借入先の金融機関にご相談ください。
- 自宅を手放さずに返済金額を少なくするために、どのような方法をとることができるかどの方法をとるのがよいのかは、状況に応じて判断する必要がありますし、また、小規模個人再生手続や給与所得者等再生手続は、法律に定められた内容に従って手続を行う必要があるため、早めに、最寄りの弁護士会などに相談するのがよいでしょう。

**Q9** 水害でも家に損傷はなかったのですが、収入が激減したため、銀行と相談し、住宅ローンの支払を一時ストップしてもらいました。最近、銀行から、もう待てないと言われていました。何とか、家を手元に残したいのですが、どうしたら良いでしょうか。

**A9** 民事再生(個人再生)という法的整理手続により、住宅を残すことが可能である場合があります。そのほかにも、債務整理の選択肢はあり得ますので、弁護士や司法書士等に相談することをおすすめします。

- 民事再生手続は、法の規定する一定の要件の下に債務を大幅に減額して、一定期間でこの減額された債務の支払を継続する手続です。
- 通常、住宅ローンはその住宅に抵当権などの担保権を設定しているため、民事再生手続をとり、全額の返済をしないことになるときには、その担保権が実行され自宅を失うこととなります。しかし、生活の本拠を失わずに生活再建ができるように、住宅ローン以外の債務は原則どおり大幅に減額する一方、住宅ローンだけを特別扱いにするのが住宅ローン特則(正確には、「住宅資金特別条項」といいます。)です。
- 住宅を手元に残す以上、全額の支払が必要です。ただ、返済期間の延長や一定期間支払額を減額するなど返済方法を変更することも可能です。なお、返済期間の延長は最長10年間、70歳までとされています。
- 住宅ローン特則を設けることには要件がありますので、詳しくは弁護士や司法書士等の専門家に相談することをおすすめします。

**Q10** 被災して借金の返済が困難となり、自己破産を検討しています。自己破産する場合の注意点を教えてください。

**A10** (1) 免責が認められない場合があります。  
(2) 破産手続が終了するまでの間、職業や転居等について、一定の制限を受ける場合があります。  
(3) 生活に必要な家財道具等の一定の財産以外は、失うこととなります。ただし、今回の災害の場合は特別の配慮がされる可能性があります。  
(4) 官報に、住所や氏名等が記載されます。  
(5) 信用情報を取り扱う機関に登録されることにより、数年間は、借入れやクレジットカードの作成ができなくなります。

1. 破産すれば、通常、免責(弁済責任がなくなる)が認められますが、賭博や浪費などの理由で借金が増加している場合や財産を隠した場合などには、免責が認められない場合があります。
2. 破産手続開始決定から免責決定が確定するまでの間、弁護士や司法書士などの一定の資格・保険勧誘員・警備員など一定の仕事・後見人・遺言執行者などの一定の地位に就くことができなくなるなどの制限を受けることとなります。  
また、破産管財人が選任される場合、郵便物が破産管財人宛に配達され開封されることがあるほか、居住地の変更には裁判所の許可が必要となります。ただし、職業等の制限は、破産手続開始決定から免責決定が確定するまでの間に限られています。

## 九州北部豪雨災害に関するQ&A（借入・ローン関係）

3. 破産手続においては、生活に必要な家財道具等の一定の財産以外は失うことになるのが原則ですが、被災者生活再建支援金及び災害弔慰金は、破産者の手元に残す扱いとなります。義援金については、東日本大震災及び熊本地震においては破産者の手元に残す扱いとなりましたが、災害ごとに異なりますので、今後の報道等に留意してください。
4. 破産すると選挙権がなくなる、戸籍や住民票に記載される、銀行の普通預金口座も使用できなくなるということはありません。

**Q11 破産を検討しています。車が水害で流されたので、夫が自己名義で車を購入しています。私が破産した場合、車は手放さなければならないのでしょうか。**

**A11 原則として、手放す必要はありません。**

- 破産では、破産者の財産を換価するものです。夫婦とはいえ、夫の財産と妻の財産は別個のもので、夫の自動車は、妻の破産手続において、換価されることはないものと思われます。仮に、名義が夫というだけで、お金の支払いをすべて妻がしていたような場合には問題となりえますが、換価することになるかは、個々の破産手続において判断されることになります。名義だけという場合には、専門家に相談されることをおすすめします。

**Q12 振り出した手形の決済日が迫っているのですが、今回の水害のために決済資金の目途が立ちそうにありません。ただ、水害で壊れた工場を建て直し、設備を新たにそろえれば、経営を続けることはできそうなのです。なんとか、会社を倒産させずにすむ方法はないでしょうか。**

**A12 手形を振り出した相手方や裏書譲渡された相手等に手形の支払期日を延ばしてもらえないかどうか、交渉を試みるのがよいでしょう。**

水害のための特別措置により、手形の不渡処分の猶予や取引停止処分の猶予の手続をとることも考えられます。会社を倒産させないために、どのような方法をとることができるかについては、状況に応じて判断する必要がありますので、早めに、最寄りの弁護士会などに相談するのがよいでしょう。

- 会社を倒産させないためには、まず、不渡処分を受けないように、手形を振り出した相手方に連絡をとり、まだ手形を所持している場合には、手形の支払期日を延ばしてもらえないかどうか、交渉を試みるのがよいでしょう。
- もし、手形を振り出した相手方が、すでに、手形を裏書譲渡していたり、割引をしているという場合には、手形のジャンプができるのかどうか、交渉します。
- 事業を再建できる見込みがあり、また、そのための資金が準備できるようであれば、その資金を手形決済ではなく、事業の再建に使い、手形債権者との間で、個別に支払を猶予してくれるように交渉することが考えられます。
- 倒産ではなく、事業を継続しながら債務の整理を行う法的な手続として、民事再生手続があります。
- 会社を倒産させないために、「どのような方法をとることができるか。」「どの方法をとるのがよいのか。」は、会社の資金繰りやどのような債権者がいるかなど、状況に応じて判断する必要がありますので、早めに、最寄りの弁護士会などに相談するのがよいでしょう。

**Q13 水害後、夫婦関係が悪くなってしまったため、離婚を考えています。自宅ローンは夫名義ですが、保証人になっています。離婚すれば、保証人でなくなることはできるのでしょうか。**

## 九州北部豪雨災害に関するQ&A（借入・ローン関係）

A13 離婚したからといって当然に保証人でなくなるわけではありません。

- 保証契約は、あなたと金融機関との間の契約ですから、あなたと夫が離婚するかどうかは、基本的に、契約に影響を及ぼすことはありません。
- もちろん、金融機関が同意すれば、あなたが保証人からはずれることにはなりますので、金融機関に相談されてみてはいかがでしょうか。ただし、金融機関としては、別に保証人を付けない限り、同意をしない可能性が考えられます。

Q14 「振り込め詐欺」に遭い、お金を振り込んでしまいました。どうすればよいでしょうか。

A14 直ちに、警察に被害届を出し、振込先銀行にも通報（届出）して、振り込んだ預金口座等の取引の停止（凍結）を依頼して下さい。

1. まずは、直ちに警察に被害届を出し、振込先銀行にも通報（届出）をして、振り込んだ預金口座等の取引の停止を依頼してください（一般に「口座の凍結」と呼ばれています。）。口座が凍結されれば払戻がされなくなるので、その口座に預金残高が残っていれば、この口座預金からの被害金の回収が可能となる場合があります。  
また、後に触れますいわゆる振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）による被害回復分配金の請求の端緒となります。
2. 犯人への返還請求  
犯人に対して振り込んだお金の返還請求をすることはできますが、一般に振り込め詐欺においては、犯人が判明しないことが多く（口座名義人＝犯人ではありません）、誰に対して行うのが不明なので、犯人への返還請求は現実的には困難です。
3. 銀行、口座名義人への請求  
口座に残高が残っていても、被害者本人固有の権利として直接払戻しを受けることはできません。そこで、「債権者代位訴訟」を提起することによって、銀行へ払戻請求をすることが考えられます。  
預金口座人にとっては理由無く口座にお金が振り込まれているのですから、被害者は、口座名義人に対して、振り込んだお金を返してもらおう権利（不当利得返還請求権といいます。）を持っています。  
他方で、口座名義人は、金融機関に対して預金の払戻請求権をもっています。そこで、口座名義人に対して不当利得返還請求権という債権を有している被害者が、口座名義人に代わり（「債権者代位」といいます）、口座名義人の口座払戻請求権を行使することで、被害金の回復を図ることが考えられます。  
次に、事情如何によっては、口座名義人に対して損害賠償責任を問うことができる場合もあります。  
裁判手続をとりたい場合は、弁護士や司法書士等の専門家に相談するとよいでしょう。
4. 振り込め詐欺救済法による救済  
一定期間内に被害回復分配金の請求を行うことで、被害金の回復ができる場合があります。  
詳しくは、振込先の金融機関にお問い合わせ下さい。
5. さらに、刑事裁判で、犯人から犯罪被害財産をはく奪（没収・追徴）する判決が出た場合には、犯罪被害財産支給手続により、被害の全部又は一部に相当する額が給付金として支給される可能性があります。  
ただし、給付金は、自動的に支給されるのではなく、手続を行っている検察官に対する申請が必要となります。  
また、犯罪被害財産をはく奪（没収・追徴）した場合でも、支給手続にかかる費用等を考慮して、十分な資金が確保できないと検察官が判断した場合には、犯罪被害財産支給手続は開始されません。  
支給手続が開始されたことや、支給対象となる犯罪行為の範囲等は、官報に掲載されるほか、[検察庁のホームページ](#)でも公開されます。

## 九州北部豪雨災害に関するQ&A（借入・ローン関係）

また、検察官が、通知可能な被害者等を把握していれば、それらの方々へ個別に通知を出すことになっています。

**Q15 根抵当権の設定者(不動産所有者)が行方不明です。元本を確定させるにはどのようにすればよいでしょうか。**

**A15 元本確定期日の定めがなければ、根抵当権者は、不動産所有者に請求することで元本確定させることができます。請求の相手が行方不明である場合には、公示による意思表示の方法によります。**

元本確定期日の定めがある場合は、元本確定期日の到来により確定する他、根抵当権を実行(競売など強制執行手続を行うこと)することでも確定します。

- 公示による意思表示の制度とは、伝える意思表示を記載した書面を受け取りにすれば交付する旨を裁判所の掲示場に掲示し、さらにその掲示があったことを官報に掲載又は裁判所が認めた場合市町村役場の掲示場へ掲示し、官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から2週間を経過すると意思表示が相手方に到達したものとみなされる制度です。
- 公示による意思表示の制度は、現実には、相手方が認識しないにもかかわらず、意思表示がされたものとする制度ですので、表意者が相手方を知らないこと又はその存在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じません。

**Q16 水害で家を失ったため、お金を借りて家を建て直したいのですが、過去に債務整理をしています。お金を借りることはできないのでしょうか。**

**A16 債務整理をしてから一定の年数が経っていれば、借入れができる可能性はあります。一度、ご自分の信用情報を確認してみてください。**

- 債務整理をすると、信用情報を取り扱う機関に登録されることにより、数年間は、借入れやクレジットカードの作成ができなくなります。
- 自分の信用情報については、取引をしている金融機関が加盟している個人信用情報機関で、確認することができます。
- 信用情報機関は、クレジット会社・銀行・消費者金融のそれぞれの業界が設立し、利用しています。
- いずれの機関でも、登録されている自身の情報を確認することができますが、登録情報の確認の手段や手続は、各機関ごとに異なります。
- 手続の詳細については、各機関にご確認下さい。
- なお、信用情報機関から信用情報が抹消されたとしても、債務整理をされたときの取引金融機関からの借り入れはできない可能性もありますので、ご注意ください。

**Q17 友人にお金を貸していましたが、水害後、行方がわかりません。支払を求めることはできますか。**

**A17 行方不明の者に対して訴訟を提起し、判決を得たうえ、相手方に差押えることのできる財産があれば、差押えてそこから支払を求めることができます。**



## 九州北部豪雨災害に関するQ&A（借入・ローン関係）

- 注意すべきこととしては、所在がつかめないために放置しておけば、消滅時効の制度により、支払を求める債権が消滅してしまう可能性があることです。
- 時効期間は、現行民法上、通常の民事上の債権であれば10年間、商事上の債権（企業間の取引など）であれば5年間、その他特別にそれより短い期間が定められていることもありますので、よく確認する必要があります。
- 判決で勝訴を得ると、一律に判決の確定から10年間が時効の期間となりますので、訴訟を提起することは、債権の時効による消滅を防ぐメリットがあります。
- 裁判の手続では、相手方に反論の機会を与えるために、相手方にどのような手続が行われているか裁判関係書類を届ける必要があります。これを送達といいます。しかし、行方不明の者に対しては、送達することができません。そのため、相手方の所在が全くつかめないような場合には、実際には届いていなくても、届けるべき裁判関係書類が届いたことにする「公示送達」という手続（借入・ローン関係－その他3参照）があり、これにより訴訟の提起等ができることになっています。
- 書類が届いたことにする「公示送達」による場合、実際には書類は届いていませんので、裁判は相手方から反論されることのない欠席裁判になるでしょうから、そのまま勝訴判決を取得できる場合が多いでしょう。
- 判決を得ても差押えるものがなければ、現実にはお金の回収は困難と思われれます。
- なお、少額の金銭請求に使われることの多い「支払督促」や「少額訴訟」は公示送達で手続を進めることはできませんので、本件のようなケースでは使えません。
- 詳しくは、弁護士や司法書士等の専門家に相談するとよいでしょう。

Q18 水害後、生活が苦しくなりましたが、最近葉書が来て、お金を貸してくれるとのことだったのでお願いしました。2万円を借りることになりましたが、手数料5000円を引かれ、実際には1万5000円しか振り込まれませんでした。その後、3万円も返済しましたが、まだ請求が来ます。どのようにしたら良いのでしょうか。

A18 相手の業者は、違法の金融業者（いわゆるヤミ金融）である可能性があり、法律上お金を返す必要がない場合があります。  
至急、警察や弁護士や司法書士に相談することをおすすめします。

- 高額な手数料や、借入額に比べ、異常に返済額が高額であることからして、相手の業者はいわゆる「ヤミ金融」である可能性が高いです。
- いわゆる「ヤミ金融」は、出資法が規制する年20%（平成22年6月17日以前は年29.2%）を超える利率による利息の契約、支払要求、受領をする犯罪者です。これらの行為には、厳しい刑罰の規定が設けられており、犯罪行為です。
- ヤミ金の貸付は貸付行為を装い、暴利を要求するきっかけを作るものに過ぎないと言えます。法律は法律を破る者に力を貸さないという「クリーンハンズの原則」があり、この現れとして、不法の原因で給付を行った者は給付した物の返還請求ができないとする不法原因給付（民法708条）の規定があり、法律上返還義務がないと解されます。
- ヤミ金は貸付の際、勤務先や親族等の電話番号を聞き出し、返済をしなかったり、法的に対処した場合に、嫌がらせをして払わせようとするのが多くあります。早朝、深夜の取立行為、支払義務のない者への請求は貸金業規制法に禁止され、刑罰も設けられている社会的に認められない行為です。
- ヤミ金の脅しに屈して支払をしたり、毅然とした対応を取らない場合には、いつまでも関係が断ち切れないことになります。毅然と法的に対処し、以後は関係をもたないようにするべきでしょう。

Q19 水害の影響で、会社の業績が悪化しました。退職し、別の会社に転職しようと考えています。水害前から金融機関からの借金があり、返済が滞ったため裁判を起こされ、つい先日、支払を命じる判決が出されました。退職金は差押されてしまうのでしょうか。

## 九州北部豪雨災害に関するQ&A（借入・ローン関係）

A19 退職金債権については、債権額の4分の1についてのみ、差押えが認められています。

- 民事執行法では、債務者の生活保障の観点から、一定の債権について、差押えを禁止しています。退職金債権については、4分の3に該当する金額の差押えが禁止されます。
- 執行裁判所は、当事者の申立てにより、債務者の生活状況その他の事情を考慮して、差押禁止の範囲を変更することができます。